

新型コロナウイルス感染症に伴う
支援策

国民健康保険税の減免について

☎73-6642

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者(※1)の事業収入等(※2)が前年より3割以上減少した世帯は、申請により国保税の全部または一部が減免になる場合があります。

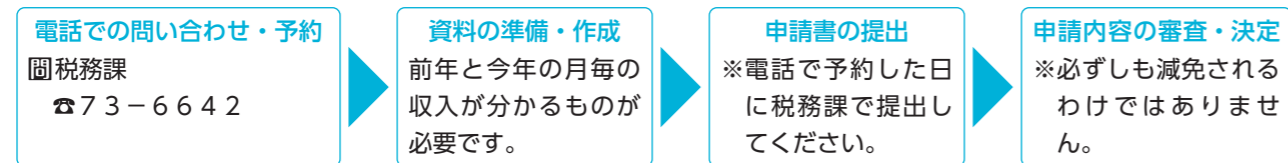
- 事業収入等の減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響以外である場合は、対象になりません。
- ※1 世帯の主たる生計維持者…世帯の中で所得金額が最も高い人です。ただし、同一世帯内の事業の専従者を除きます。
- ※2 事業収入等…給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入など

●対象世帯

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等が減少し、次の(ア)~(イ)のすべてに該当する世帯(ア)事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入の3割以上であること
(イ)前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
(ロ)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
(ハ)減収した事業収入等の前年の所得が黒字であること
- ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

- 申請期限…令和3年1月8日(金)
- 申請先…税務課(西有家庁舎)
※各支所では受付はしていません。
- その他
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請については**電話による事前予約制(平日のみ)**とします。
 - ・申請受付後に、減免の可否について決定を行います。
 - ・減免については市ホームページにも記載しています。

【申請の流れ】



新型コロナウイルス感染症に伴う
支援策

新型コロナウイルス感染症対策資金の
融資に伴う利子などの補助について

☎73-6633

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少したことにより、長崎県中小企業対策資金などの資金を借り受け、経営の安定化を図る事業者に対し、利子などの補助を行います。

●対象となる資金など

- ①長崎県中小企業対策資金
「緊急資金繰り支援資金(環境変化対策、新型コロナウイルス感染症対応)」

●利子補助額など

- ・借入日から起算して5年を経過する日までに支払った**利子の額**
 - ・当該補助対象資金に係る**保証料**(全融資期間)
- ※融資限度額を上限とした利子および保証料が対象。
※利子および保証料について国などから補助を受けている場合は、その分を除きます。

●承認申請方法など

☑12月28日(月)

☑利子補給補助金承認申請書のほか、以下の添付書類を提出してください。

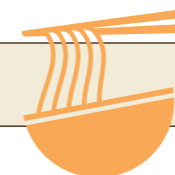
- 金銭消費貸借契約書の写し / ●金融機関への返済予定明細表 / ●信用保証の決定のお知らせ
- ※手続きなど詳しくはお尋ねいただくか、市ホームページでご確認ください。

②新型コロナウイルス感染症特別貸付

- (日本政策金融公庫)
- (1)小規模事業者経営改善資金(通称:マル経融資)
 - (2)国民生活事業、中小企業事業

●利子補助額など

- ・借入日から起算して5年を経過する日までに支払った**利子の額**
- ※融資限度額を上限とした利子が対象。
※利子について国などから補助を受けている場合は、その分を除きます。



島原手延そうめんを活用 簡単お手軽レシピ

すき焼き風肉たまそうめん

「島原手延そうめん」を活用した、誰でもできる簡単お手軽レシピをご紹介します。肌寒さを感じる日が増えてきたこの時期にピッタリの温かいそうめんレシピです。ぜひお試しください。

材 料(2人分)

- 島原手延そうめん ……2~3束
- 牛肉こま切れ ……150g
- 玉ねぎ ……1/2個
- しめじ ……100g
- 卵(卵黄) ……2個
- めんつゆ(4倍濃縮) ……大さじ4杯
- 水 ……150cc
- 刻みネギ ……適量

作り方

- ①鍋にめんつゆ、水、スライスした玉ねぎ、しめじを入れ火にかけます。
- ②具材に火が通ったら、牛肉こま切れを加えて煮ます。
- ③器に茹でたそうめんをのせ、②の具材と卵黄を盛り付けた後、刻みネギを振りかけて完成です。お好みで一味唐辛子をかけてお召上がりください。



※めんつゆは、お好みで量を調整してください。

11月は「児童虐待防止推進月間」です



189(いちはやく) 知らせて守る 子どもの未来

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

189

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

☎こども未来課 ☎73-6652 または 子育てテレフォン ☎73-6654

「女性の人権ホットライン」
強化週間

☎0570-070-810 (全国共通)

長崎地方法務局および長崎県人権擁護委員連合会では、女性が被害者となることが多い、夫・パートナーからの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシャル・ハラスメントなど、さまざまな相談を受けています。ひとりで悩まず電話してください。

11月12日(木)~18日(水)(午前8時30分~午後7時)

※ただし、土・日曜日は午前10時から午後5時まで

☎市民課 ☎73-6647

または 長崎地方法務局 長崎県人権擁護委員連合会 ☎095-820-5982